



宮 崎 県 公 報

令和6年2月5日(月曜日) 第480号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

規 則	頁	公 告	
○宮崎県行政組織規則の一部を改正する規則…………… (人事課) 1		○県民栄誉賞の受賞者の名称及びその事績(2件)) …………… (秘書広報課) 2	
告 示		○公共測量の実施の通知…………… (管理課) 2	
○保安林の指定施業要件の変更予定…………… (自然環境課) 1		人事委員会規則	
		○職員の任用に関する規則の一部を改正する規則…………… 2	

規 則

宮崎県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和6年2月5日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第2号

宮崎県行政組織規則の一部を改正する規則

宮崎県行政組織規則(平成10年宮崎県規則第15号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																											
(名称等) 第 262条 法第 138条の 4 第 3 項の規定に基づき設置された附属機関の名称、担任意務及び主管部課は、次のとおりである。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">担 任 事 務</th> <th style="text-align: center;">主 管 部 課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">公務災害補償等審査会</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名 称	担 任 事 務	主 管 部 課	[略]			公務災害補償等審査会	[略]		[略]			(名称等) 第 262条 法第 138条の 4 第 3 項の規定に基づき設置された附属機関の名称、担任意務及び主管部課は、次のとおりである。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">担 任 事 務</th> <th style="text-align: center;">主 管 部 課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">公務災害補償等審査会</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">宮崎県自治紛争処理委員</td> <td style="text-align: center;"><u>法第 251条第 1 項の規定による普通地方公共団体相互の間又は普通地方公共団体の機関相互の間の紛争の調停、法第 252条の 2 第 1 項に規定する連携協約に係る紛争を処理するための方策の提示及び法第 143条第 3 項(法第 180条の 5 第 8 項及び第 184条第 2 項において準用する場合を含む。)</u>の審査請求又は法の規定による審査の申立て若しくは審決の申請に係る審理に関する事務</td> <td style="text-align: center;">総務部市町村課</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名 称	担 任 事 務	主 管 部 課	[略]			公務災害補償等審査会	[略]		宮崎県自治紛争処理委員	<u>法第 251条第 1 項の規定による普通地方公共団体相互の間又は普通地方公共団体の機関相互の間の紛争の調停、法第 252条の 2 第 1 項に規定する連携協約に係る紛争を処理するための方策の提示及び法第 143条第 3 項(法第 180条の 5 第 8 項及び第 184条第 2 項において準用する場合を含む。)</u> の審査請求又は法の規定による審査の申立て若しくは審決の申請に係る審理に関する事務	総務部市町村課	[略]		
名 称	担 任 事 務	主 管 部 課																										
[略]																												
公務災害補償等審査会	[略]																											
[略]																												
名 称	担 任 事 務	主 管 部 課																										
[略]																												
公務災害補償等審査会	[略]																											
宮崎県自治紛争処理委員	<u>法第 251条第 1 項の規定による普通地方公共団体相互の間又は普通地方公共団体の機関相互の間の紛争の調停、法第 252条の 2 第 1 項に規定する連携協約に係る紛争を処理するための方策の提示及び法第 143条第 3 項(法第 180条の 5 第 8 項及び第 184条第 2 項において準用する場合を含む。)</u> の審査請求又は法の規定による審査の申立て若しくは審決の申請に係る審理に関する事務	総務部市町村課																										
[略]																												

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

森林法(昭和26年法律第 249号)第33条の 2の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和6年2月5日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県告示第65号

- 1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所 東臼杵郡 諸塚村大字七ツ山字タブノキ5195-1（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 次の森林については、主伐は択伐による。
字タブノキ5195-1（次の図に示す部分に限る。）
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所 東臼杵郡 諸塚村大字七ツ山字タブノキ5195-1
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐は択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに諸塚村役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

宮崎県県民栄誉賞表彰規則（平成12年宮崎県規則第 127号）第 2 条の規定により令和 5 年12月14日付けで県民栄誉賞を受けたものの氏名及びその事績は、次のとおりである。

令和 6 年 2 月 5 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 氏名
青木 賢児
- 2 事績
県立芸術劇場の初代館長に就任し、宮崎から世界に一流の音楽文化を発信するため、自身の人脈や経験も生かしながら、宮崎国際音楽祭の創設及び発展に尽力した。
同音楽祭の創設から長年にわたり、総監督を務め、世界的なヴァイオリニストであるアイザック・スターン氏の招へいの実現をはじめ、同音楽祭を、国内外で高い評価を受け、県民の自信と誇りとなる、アジアを代表する音楽祭にまで育て上げたほか、同音楽祭を通じて県民が世界トップクラスの演奏に触れ、親しみ交流できる機会の創出や、国内外で活躍する数々の演奏家の育成に取り組むなど、本県文化の向上発展に大きく貢献した。

宮崎県県民栄誉賞表彰規則（平成12年宮崎県規則第 127号）第 2 条の規定により令和 6 年 1 月10日付けで県民栄誉賞を受けたものの氏名及びその事績は、次のとおりである。

令和 6 年 2 月 5 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 氏名
戸郷 翔征
- 2 事績
第5回ワールド・ベースボール・クラシックにおいて、野球日本代表侍ジャパンのメンバーとして優勝に大きく貢献し、広く県民に大きな感動と活力を与え、県民の郷土に対する自信と誇りを醸成した。

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第 14条第 1 項の規定により、公共測量の実施について、宮崎県北諸県農林振興局長から次のとおり通知があった。

令和 6 年 2 月 5 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 作業の種類
公共測量（用地測量）
- 2 作業地域
宮崎県都城市梅北町
- 3 作業期間
令和 6 年 1 月16日から令和 6 年 3 月15日まで

人事委員会規則

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 2 月 5 日

宮崎県人事委員会委員長 佐 藤 健 司

宮崎県人事委員会規則第 1 号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（昭和45年宮崎県人事委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前					改正後				
別表第 2 区分試験及びその対象となる職、試験種目並びに出題分野					別表第 2 区分試験及びその対象となる職、試験種目並びに出題分野				
第 6 条第 1 項各号に掲	区分試験	区分試験の対象と	試験種目	出題分野	第 6 条第 1 項各号に掲	区分試験	区分試験の対象と	試験種目	出題分野

げる採用試験		なる職				げる採用試験		なる職			
職員採用試験 (大学卒業程度)	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	職員採用試験 (大学卒業程度)	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	心理	[略]	[略]	[略]	[略]		心理	[略]	[略]	[略]	[略]
	社会福祉	[略]	[略]	[略]	[略]		社会福祉	[略]	[略]	[略]	[略]
	電気	[略]	[略]	[略]	数学、物理、電磁気学、電気回路、電気計測・制御、電気機器・電力工学、電子工学、情報・通信工学等		電気	[略]	[略]	[略]	数学・物理、電磁気学・電気回路、電気計測・制御、電気機器・電力工学、電子工学、情報・通信工学等
	電気 (社会人)	[略]	[略]	[略]	数学、物理、材料力学、流体力学、熱力学、電気工学、機械力学・制御、機械設計、機械材料、機械工作等		電気 (社会人)	[略]	基礎能力検査 専門・経験論文試験 人物試験 人物調査	専門・経験論文試験	電気機器・電力工学、電子工学、情報・通信工学等
	機械	[略]	[略]	[略]	数学、物理、材料力学、流体力学、熱力学、電気工学、機械力学・制御、機械設計、機械材料、機械工作等		機械	[略]	基礎能力検査 専門試験 専門論文試験 人物試験 人物調査	専門試験 専門論文試験	数学・物理・情報、材料力学、流体力学、熱工学、電気工学、機械力学・制御、機械設計
	機械 (社会人)	[略]	[略]	[略]	数学、物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、都市計画、土木計画、材料・施工等		機械 (社会人)	[略]	基礎能力検査 専門・経験論文試験 人物試験 人物調査	専門・経験論文試験	機械材料、機械工作等
	土木	[略]	[略]	[略]	土木特別枠		土木	[略]	基礎能力検査 専門試験 専門論文試験 人物試験 人物調査	専門試験 専門論文試験	数学・物理・情報、応用力学、水理学、土質工学、測量、都市計画、土木計画、材料・施工等
	土木 (社会人)	[略]	[略]	[略]	基礎能力検査 専門試験 専門論文試験 人物試験 人物調査		土木 (社会人)	[略]	基礎能力検査 専門・経験論文試験 人物試験 人物調査	専門・経験論文試験	数学・物理・情報、応用力学、水理学、土質工学、測量、都市計画、土木計画、材料・施工等
	建築	[略]	[略]	[略]	数学、物理、材料学、構造力学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画、都市計画、建築設備、建築施工等		建築	[略]	基礎能力検査 専門試験 専門論文試験 人物試験 人物調査	専門試験 専門論文試験	数学・物理・情報、材料学、構造力学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画、都市計画、建築設備、建築施工等
	化学	[略]	[略]	[略]	数学、物理、物理化学、分析化学、無機化学、無機工業化学、有機化学、有機工業化学、化学工学等		化学	[略]	[略]	[略]	数学・物理・情報、物理化学、分析化学、無機化学・無機工業化学、有機化学・有機工業化学、化学工学等
	農業	[略]	[略]	[略]	[略]		農業	[略]	[略]	[略]	[略]
	農業土木	[略]	[略]	[略]	[略]		農業土木	[略]	[略]	[略]	[略]
	農業土木特別枠	[略]	[略]	[略]	[略]		農業土木特別枠	[略]	[略]	[略]	[略]

	農業土木 (社会人)		基礎能力検査 専門試験 専門論文試験 人物試験 人物調査	専門試験 専門論文 試験	[略]			基礎能力検査 専門・経 験論文試 験	専門・経 験論文試 験	[略]
	畜産	[略]			[略]			基礎能力検査 専門試験 専門論文試験 人物試験 人物調査	専門試験 専門論文 試験	[略]
								基礎能力検査 専門口述試験 人物試験 人物調査		
	畜産(社 会人)							基礎能力検査 専門・経 験論文試 験 人物試験 人物調査	専門・経 験論文試 験	家畜育种学、家畜 繁殖学、家畜生理 学、家畜飼養学、 家畜栄養学、飼料 学、家畜管理学、 畜産物利用学、畜 産経営一般等
	林業	[略]			[略]			基礎能力検査 専門試験 専門論文試験 人物試験 人物調査	専門試験 専門論文 試験	[略]
								基礎能力検査 専門口述試験 人物試験 人物調査		
	林業(社 会人)							基礎能力検査 専門・経 験論文試 験 人物試験 人物調査	専門・経 験論文試 験	森林政策・森林経 営、造林学(森林 生態学、森林保護 学を含む。)、林 業工学、林産一般 、砂防工学等
	水産	[略]			水産事情、水産経 済、水産法規、水 産環境科学、水産 生物学、水産資源 学、漁業学、増養 殖学、水産化学、 水産利用学等			基礎能力検査 専門試験 専門論文試験 人物試験 人物調査	専門試験 専門論文 試験	水産事情・水産経 済・水産法規、水 産環境科学、水産 生物学、水産資源 学、漁業学、増養 殖学、水産化学、 水産利用学等
[略]										
職員採用試 験(高等学 校卒業程度)	[略]	[略]	[略]	[略]	数学・物理・情報 技術基礎、電気基 礎、電気機器・電 力技術・電子計測 制御、電子技術・ 電子回路・通信技 術・電子情報技術 等			[略]	[略]	数学・物理、電気 回路、電気機器・ 電力技術・電子計 測制御、電子技術 ・電子回路・通信 技術・情報等
	土木	[略]			数学、物理、情報					数学・物理・情報

			技術基礎、土木基礎力学(構造力学、水理学、土質力学)、土木構造設計、測量、社会基盤工学、土木施工等				、土木構造設計(構造力学、構造設計)、土木基礎力学(水理学、土質力学)、測量、社会基盤工学、土木施工等
建築	[略]		数学、物理、情報技術基礎、建築構造設計、建築構造、建築計画、建築法規、建築施工等	建築	[略]		数学・物理・情報、建築構造設計、建築構造、建築計画、建築法規、建築施工等
農業	[略]		[略]	農業	[略]		[略]
農業土木	[略]		農業土木設計、水循環、測量、農業土木施工、農業に関する基礎(農業と環境、農業情報処理等)等	農業土木	[略]		農業土木設計、水循環、測量、農業土木施工、農業に関する基礎(農業と環境、農業と情報等)等
[略]			[略]	[略]			[略]
[略]				[略]			

備考

この表の試験種目欄中次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

1～6 [略]

7～11 [略]

12 「体力検査」とは、敏しょう性、持久性、柔軟性等の体力についての実地検査をいう。

別表第3 第10条第1項に掲げる採用試験又は区分試験の受験資格

採用試験名	受験資格
職員採用試験(大学卒業程度)	<p>1 採用試験が行われる日の属する年度(以下「当該年度」という。)の初日の前日における年齢が満21歳以上満29歳未満(区分試験のうち一般行政(社会人)、電気(社会人)、機械(社会人)、土木(社会人)、農業土木(社会人)又は林業(社会人)について受験しようとする場合にあっては、満29歳以上満40歳未満)の者</p> <p>2 前号に該当する者であって、区分試験のうち土木特別枠、農業土木特別枠について受験しようとするものは、大学の卒業生若しくは翌年3月末日までに卒業見込みの者又は人事委員会がこれと同等以上の学力があると認める者でなければならない。</p> <p>3 当該年度の初日の前日における年齢が満21歳未満の者で大学の卒業生若しくは翌年3月末日までに卒業見込みの者又は人事委員会がこれと同等以上の学力があると認める者(一般行政(社会人)、電気(社会人)、機械(社会人)、土木(社会人)、農業土木(社会人)又は林業(社会人)以外の区分試験について受験しようとする者に限る。)</p> <p>4 [略]</p>

備考

この表の試験種目欄中次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

1～6 [略]

7 「専門・経験論文試験」とは、専門分野に応じた表現力、批判力、文章構成力、課題に対する知識、経験に基づく専門的な知識・技術その他の能力についての記述式による筆記試験をいう。

8～12 [略]

13 「体力検査」とは、職務遂行において必要な体力についての実地検査をいう。

別表第3 第10条第1項に掲げる採用試験又は区分試験の受験資格

採用試験名	受験資格
職員採用試験(大学卒業程度)	<p>1 採用試験が行われる日の属する年度(以下「当該年度」という。)の初日の前日における年齢が満21歳以上満29歳未満(区分試験のうち一般行政(社会人)について受験しようとする場合にあっては、満29歳以上満40歳未満、電気(社会人)、機械(社会人)、土木(社会人)、農業土木(社会人)、畜産(社会人)又は林業(社会人)について受験しようとする場合にあっては満29歳以上満45歳未満)の者</p> <p>2 前号に該当する者であって、区分試験のうち土木特別枠、農業土木特別枠、<u>畜産特別枠又は林業特別枠</u>について受験しようとするものは、大学の卒業生若しくは翌年3月末日までに卒業見込みの者又は人事委員会がこれと同等以上の学力があると認める者でなければならない。</p> <p>3 当該年度の初日の前日における年齢が満21歳未満の者で大学の卒業生若しくは翌年3月末日までに卒業見込みの者又は人事委員会がこれと同等以上の学力があると認める者(一般行政(社会人)、電気(社会人)、機械(社会人)、土木(社会人)、農業土木(社会人)、<u>畜産(社会人)又は林業(社会人)</u>以外の区分試験について受験しようとする者に限る。)</p> <p>4 [略]</p>

[略]

[略]

附 則

この規則は、公布の日から施行する。